

倉庫業法に基づく料金等の掲示について

倉庫業法第9条及び同法施行規則第7条の規定に基づき、下記の通り掲示します。

1. 保管料その他の料金

消費者から収受しないため掲示しません。

2. 倉庫寄託約款

昭和56年3月4日改正 港倉第11号、標準倉庫寄託約款（乙）を適用します。

詳細は別途掲示します。

3. 当該事業所ごとの倉庫の種類

事業所名称	倉庫名称	倉庫種類、保管物品の種類
株式会社高陽物流	A棟	危険品（工作物）倉庫 第7類物品
株式会社高陽物流	B棟	危険品（工作物）倉庫 第7類物品
株式会社高陽物流	C棟	危険品（工作物）倉庫 第7類物品
株式会社高陽物流	D棟	危険品（工作物）倉庫 第7類物品
株式会社高陽物流	白羽倉庫	危険品（工作物）倉庫 第7類物品
株式会社高陽物流	白羽第二危険物倉庫	危険品（工作物）倉庫 第7類物品
株式会社高陽物流	白羽第三危険物倉庫	危険品（工作物）倉庫 第7類物品
株式会社高陽物流	白羽第四危険物倉庫	危険品（工作物）倉庫 第7類物品
株式会社高陽物流	白羽第五危険物倉庫	危険品（工作物）倉庫 第7類物品
株式会社高陽物流	白羽第六危険物倉庫	危険品（工作物）倉庫 第7類物品
株式会社高陽物流	白羽第七危険物倉庫	危険品（工作物）倉庫 第7類物品

以上